

任意継続被保険者制度のご案内

1. 加入要件と申請期限
 2. 加入期間
 3. 申請方法
 4. 払込取扱票（納付書）の送付
 5. 被保険者証の交付
 6. 資格の喪失（脱退）
 7. 保険料額
 8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日
 9. 健康保険組合への届出
 10. 保険給付
 11. 保健事業の利用
 12. 資格喪失後の受診
- 別紙 Q&Aあり

令和6年4月改定版

KDDI健康保険組合

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10

<https://www.kddikenpo.or.jp/>

1. 加入要件と申請期限

- ① 加入要件（**a・b**ともに該当している方がご加入可能です）
 - a) 退職などによって被保険者資格を喪失（脱退）していること
 - b) 被保険者であった期間が、資格喪失（脱退）日の前日まで継続して2ヶ月以上あること
- ② 申請期限
会社を退職した日の翌日（被保険者資格を失った日）から20日以内（健康保険組合必着）

重要

●任意継続被保険者制度の保険料と特例退職被保険者制度の保険料を比較し、負担の少ない方の制度をご選択いただくことをおすすめしております。

●令和6年2月21日開催のKDDI健康保険組合にて、厳しい財務状況を踏まえ、当組合が実施する**特例退職被保険者制度**について認可取消（制度廃止）の検討を開始することが承認されました。**任意継続被保険者制度**は、引き続き存続します。

今後、厚生労働省へ認可取消の申請を行い、認可頂く必要がある為、**明確な廃止時期は現在のところ未定**となっており、少なくとも1年以上の時間を要する見込みです（令和6年3月時点）。

つきましては、これから**特例退職被保険者制度**へ加入される方につきましては、将来的に制度が廃止される可能性があることをご認識いただき、加入申請を行っていただきますようお願いいたします。

廃止が決定した場合、制度廃止以降は、国民健康保険へご加入いただくこととなります。任意継続制度へ加入することはできませんのでご了承ください。

★参考：**特例退職被保険者制度**の加入要件

（a～c全てに該当している方がご加入可能です）

- a) KDDI健康保険組合における被保険者期間が20年以上あること、または40歳以降の被保険者期間が10年以上あること（任意継続被保険者制度加入期間を含む）
- b) 後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上・障害認定を受けた65歳以上の後期高齢者医療制度の対象者）でないこと
- c) 国から支給される老齢厚生年金の受給権が発生していること
※老齢厚生年金を受給できる年齢に到達しており、かつ実際に老齢厚生年金を受給（請求）していること（特別支給の老齢厚生年金も含む）

★任意継続被保険者制度の保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などをご確認をいただくか、お勤めだった会社様へご照会ください。

★任意継続被保険者制度2年満了後、期限内に手続きを行えば特例退職被保険者制度への加入が可能です（令和6年4月時点）。特例退職被保険者制度の加入要件を満たしている方につきましては、任意継続被保険者制度2年満了日が近くなりましたら、満了通知とともに特例退職被保険者制度のご案内等をご自宅に送付します。

★任意継続被保険者制度は2年間、特例退職被保険者制度は75歳の誕生日の前日まで加入が可能（令和6年4月時点）ですが、「加入期間・保険料」以外に違いはございません。

2. 加入期間

任意継続被保険者の資格を取得した日（会社を退職した日の翌日）から**2年間**です。

※75歳になると、後期高齢者医療制度に加入となるため、2年以内でも資格が喪失（脱退）となります。

3. 申請方法

次の書類を準備のうえ、**健康保険組合**にご提出ください。**※郵送受付のみ**

<提出先>

〒102-8460

東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー32F

KDDI健康保険組合 任意継続担当あて

<①必須書類>

●健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

●住民票の**原本**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・個人番号（マイナンバー）記載あり）

- 申請する家族（被扶養者）がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
- 申請する家族（被扶養者）が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
- 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）

<② 申請する家族がいる場合の必須書類> ※必要に応じて

●申請する家族（被扶養者）の最新年度の所得（課税・非課税）証明書の**原本**

※**16歳以上必須**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・**年金受給者**は年金額のわかる振込通知書のコピーもご提出ください）

※収入がない方でもご提出が必要です。

※源泉徴収票での代用は不可です。

●申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近3ヶ月分（通帳のコピー等） ※手渡し不可

【提出方法について】

送付の際は、特定記録郵便や簡易書留など追跡記録が確認できる郵便でお送りいただくことを強く推奨いたします。社内便や普通郵便など追跡記録の確認できない郵便でお送りいただいた場合の到着遅延や不着等のトラブルにつきましては、当組合では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

4. 払込取扱票（納付書）の送付

健康保険組合では、事業主様からの資格喪失の届出および本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

5. 被保険者証の交付

当組合にて、加入開始月の保険料（初回保険料）の入金が確認でき次第、ご自宅宛に被保険者証を簡易書留で送付します。

また、被保険者証が送付されるまでの間に、医療機関を受診する場合には、被保険者証の切り換え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、被保険者証を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかに該当した場合は、任意継続被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

なお、以下の理由以外での脱退はできません。

②・④・⑦に該当の場合は、「健康保険任意継続資格喪失申出書」などが必要です。書類は当組合ホームページより印刷が可能です。

また、⑥に該当する場合は、別途届出が必要となりますので、KDDI健保へご連絡ください。

- ① 「任意継続被保険者」となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の適用を受ける満75歳になったとき
- ⑥ 65歳以上75歳未満で寝たきり等、市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき
- ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

7. 保険料額

※令和6年度の保険料率は、
健康保険料率が9.8%、介護保険料率が1.96%です。

保険料額は、退職時に適用されていた標準報酬月額（※）に保険料率を乗じて求められます。

（※）標準報酬月額とは、毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたもの

【簡易版】保険料の計算方法

※保険料率変更（年度ごと）や標準報酬月額変更（原則毎年9月）、40歳または65歳到達による介護保険料変更がある場合には正確な金額とはなりませんので、あくまで目安の金額としてください。

直近の給与明細書に記載されている

「健康保険料」と「介護保険料」の合計額の約2倍

※会社在职中は保険料を事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担をしていましたが、「任意継続被保険者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を負担することになります。

【詳細版】保険料の確認方法

- ① 直近の給与明細書にて、控除されている「健康保険料」・「介護保険料」を確認する。

●●株式会社		給与支給明細書						社員番号： _____	
20××年●月分								氏名： _____	
勤怠	残業日数	出席日数	残業時間						
	22	22	5						
支給	▲こちらは給与明細書のサンプルです。								
控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	介護保険	所得税	住民税	控除合計額		
	20,000		10,850	7,900			38,750		
	基本給						差引支給額		
	200,000						180,000		

★⇒介護保険料の納付対象者のご説明は、6ページをご確認ください。

② 『KDDI健康保険組合保険料月額表（令和6年度 在職者用）』（7または8ページ）より、保険料月額表枠内にある、**A** 保険料計算用にて、①で確認した金額を探す。

③ ②と同じ行を右へ進むと **B** 合計が月々の健康保険料です。

KDDI健康保険組合保険料月額表（令和6年度 在職者用）															
令和6年3月分保険料から適用				一般保険料率			被保険者負担率： 49.0/1000 事業所負担率： 49.0/1000 合計： 98.0/1000			介護保険料率			被保険者負担率： 9.8/1000 事業所負担率： 9.8/1000 合計： 19.6/1000		
標準報酬		A 【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額		保険料月額											
等級	月額	日額	控除額	一般保険料			介護保険料			一般保険料+介護保険料					
				被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
26	380,000	12,670	17,290	18,620	18,620	37,240	3,724	3,724	7,448	22,344	22,344	44,688			
27	410,000	13,670	18,655	20,090	20,090	40,180	4,018	4,018	8,036	24,108	24,108	48,216			
28	440,000	14,670	20,020	21,560	21,560	43,120	4,312	4,312	8,624	25,872	25,872	51,744			
29	470,000	15,670	21,385	23,030	23,030	46,060	4,606	4,606	9,212	27,636	27,636	55,272			
30	500,000	16,670	22,750	24,500	24,500	49,000	4,900	4,900	9,800	29,400	29,400	58,800			

※上記の表は「保険料月額表（令和6年度 在職者用）」を一部抜粋したものですので、7または8ページ目をご確認ください。

※なお、直近の給与明細書によって、ご確認ください。保険料月額表が異なりますのでご注意ください。

給与明細書にて介護保険料が控除されている方は、②と同じ行をさらに右へ進むと、一般保険料+介護保険料の項目がありますので、**C** 合計をご確認ください。

<介護保険料について>

40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）がいる場合は、介護保険料を当組合へ納付していただく必要があります。

また、介護保険料の納付の要否は、40歳から64歳までの加入者の有無のみで判定されますので、40歳から64歳までの加入者が2人以上いる状態で、その人数が1人増減しても金額に変更はありません。

◆介護保険料の納付が必要となるケース（一例）※納付する金額はすべて同じです

- ・本人（被保険者）が65歳、家族（被扶養者）が60歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が65歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が60歳の場合

給与支払日が、令和6年3月までの給与明細書をお手持ちの場合、下記でご確認ください。

KDDI健康保険組合保険料月額表（令和6年度 在職者用）

標準報酬			【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額	保険料月額											
等級	月額	日額		一般保険料			介護保険料			一般保険料+介護保険料					
				被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	2,639	2,842	2,842	5,684	568	569	1,137	3,410	3,411	6,821			
2	68,000	2,270	3,094	3,332	3,332	6,664	666	667	1,333	3,998	3,999	7,997			
3	78,000	2,600	3,549	3,822	3,822	7,644	764	765	1,529	4,586	4,587	9,173			
4	88,000	2,930	4,004	4,312	4,312	8,624	862	863	1,725	5,174	5,175	10,349			
5	98,000	3,270	4,459	4,802	4,802	9,604	960	961	1,921	5,762	5,763	11,525			
6	104,000	3,470	4,732	5,096	5,096	10,192	1,019	1,019	2,038	6,115	6,115	12,230			
7	110,000	3,670	5,005	5,390	5,390	10,780	1,078	1,078	2,156	6,468	6,468	12,936			
8	118,000	3,930	5,369	5,782	5,782	11,564	1,156	1,157	2,313	6,938	6,939	13,877			
9	126,000	4,200	5,733	6,174	6,174	12,348	1,235	1,235	2,470	7,409	7,409	14,818			
10	134,000	4,470	6,097	6,566	6,566	13,132	1,313	1,313	2,626	7,879	7,879	15,758			
11	142,000	4,730	6,461	6,958	6,958	13,916	1,391	1,392	2,783	8,349	8,350	16,699			
12	150,000	5,000	6,825	7,350	7,350	14,700	1,470	1,470	2,940	8,820	8,820	17,640			
13	160,000	5,330	7,280	7,840	7,840	15,680	1,568	1,568	3,136	9,408	9,408	18,816			
14	170,000	5,670	7,735	8,330	8,330	16,660	1,666	1,666	3,332	9,996	9,996	19,992			
15	180,000	6,000	8,190	8,820	8,820	17,640	1,764	1,764	3,528	10,584	10,584	21,168			
16	190,000	6,330	8,645	9,310	9,310	18,620	1,862	1,862	3,724	11,172	11,172	22,344			
17	200,000	6,670	9,100	9,800	9,800	19,600	1,960	1,960	3,920	11,760	11,760	23,520			
18	220,000	7,330	10,010	10,780	10,780	21,560	2,156	2,156	4,312	12,936	12,936	25,872			
19	240,000	8,000	10,920	11,760	11,760	23,520	2,352	2,352	4,704	14,112	14,112	28,224			
20	260,000	8,670	11,830	12,740	12,740	25,480	2,548	2,548	5,096	15,288	15,288	30,576			
21	280,000	9,330	12,740	13,720	13,720	27,440	2,744	2,744	5,488	16,464	16,464	32,928			
22	300,000	10,000	13,650	14,700	14,700	29,400	2,940	2,940	5,880	17,640	17,640	35,280			
23	320,000	10,670	14,560	15,680	15,680	31,360	3,136	3,136	6,272	18,816	18,816	37,632			
24	340,000	11,330	15,470	16,660	16,660	33,320	3,332	3,332	6,664	19,992	19,992	39,984			
25	360,000	12,000	16,380	17,640	17,640	35,280	3,528	3,528	7,056	21,168	21,168	42,336			
26	380,000	12,670	17,290	18,620	18,620	37,240	3,724	3,724	7,448	22,344	22,344	44,688			
27	410,000	13,670	18,655	20,090	20,090	40,180	4,018	4,018	8,036	24,108	24,108	48,216			
28	440,000	14,670	20,020	21,560	21,560	43,120	4,312	4,312	8,624	25,872	25,872	51,744			
29	470,000	15,670	21,385	23,030	23,030	46,060	4,606	4,606	9,212	27,636	27,636	55,272			
30	500,000	16,670	22,750	24,500	24,500	49,000	4,900	4,900	9,800	29,400	29,400	58,800			
31	530,000	17,670	24,115	25,970	25,970	51,940	5,194	5,194	10,388	31,164	31,164	62,328			
32	560,000	18,670	25,480	27,440	27,440	54,880	5,488	5,488	10,976	32,928	32,928	65,856			
33	590,000	19,670	26,845	28,910	28,910	57,820	5,782	5,782	11,564	34,692	34,692	69,384			
34	620,000	20,670	28,210	30,380	30,380	60,760	6,076	6,076	12,152	36,456	36,456	72,912			
35	650,000	21,670	29,575	31,850	31,850	63,700	6,370	6,370	12,740	38,220	38,220	76,440			
36	680,000	22,670	30,940	33,320	33,320	66,640	6,664	6,664	13,328	39,984	39,984	79,968			
37	710,000	23,670	32,305	34,790	34,790	69,580	6,958	6,958	13,916	41,748	41,748	83,496			
38	750,000	25,000	34,125	36,750	36,750	73,500	7,350	7,350	14,700	44,100	44,100	88,200			
39	790,000	26,330	35,945	38,710	38,710	77,420	7,742	7,742	15,484	46,452	46,452	92,904			
40	830,000	27,670	37,765	40,670	40,670	81,340	8,134	8,134	16,268	48,804	48,804	97,608			
41	880,000	29,330	40,040	43,120	43,120	86,240	8,624	8,624	17,248	51,744	51,744	103,488			
42	930,000	31,000	42,315	45,570	45,570	91,140	9,114	9,114	18,228	54,684	54,684	109,368			
43	980,000	32,670	44,590	48,020	48,020	96,040	9,604	9,604	19,208	57,624	57,624	115,248			
44	1,030,000	34,330	46,865	50,470	50,470	100,940	10,094	10,094	20,188	60,564	60,564	121,128			
45	1,090,000	36,330	49,595	53,410	53,410	106,820	10,682	10,682	21,364	64,092	64,092	128,184			
46	1,150,000	38,330	52,325	56,350	56,350	112,700	11,270	11,270	22,540	67,620	67,620	135,240			
47	1,210,000	40,330	55,055	59,290	59,290	118,580	11,858	11,858	23,716	71,148	71,148	142,296			
48	1,270,000	42,330	57,785	62,230	62,230	124,460	12,446	12,446	24,892	74,676	74,676	149,352			
49	1,330,000	44,330	60,515	65,170	65,170	130,340	13,034	13,034	26,068	78,204	78,204	156,408			
50	1,390,000	46,330	63,245	68,110	68,110	136,220	13,622	13,622	27,244	81,732	81,732	163,464			

給与支払日が、令和6年4月以降の給与明細書をお手持ちの場合、下記でご確認ください。

KDDI健康保険組合保険料月額表（令和6年度 在職者用）

令和6年3月分保険料から適用	一般保険料率	被保険者負担率： 事業所負担率：	49.0/1000 49.0/1000	介護保険料率	被保険者負担率： 事業所負担率：	9.8/1000 9.8/1000
		合計：	98.0/1000		合計：	19.6/1000

等級	標準報酬		【保険料計算用】 給与明細書に 記載されている 健康保険料控除額	保険料月額									
	月額	日額		一般保険料			介護保険料			一般保険料+介護保険料			
				被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計	
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	1,930	2,842	2,842	2,842	5,684	568	569	1,137	3,410	3,411	6,821	
2	68,000	2,270	3,332	3,332	3,332	6,664	666	667	1,333	3,998	3,999	7,997	
3	78,000	2,600	3,822	3,822	3,822	7,644	764	765	1,529	4,586	4,587	9,173	
4	88,000	2,930	4,312	4,312	4,312	8,624	862	863	1,725	5,174	5,175	10,349	
5	98,000	3,270	4,802	4,802	4,802	9,604	960	961	1,921	5,762	5,763	11,525	
6	104,000	3,470	5,096	5,096	5,096	10,192	1,019	1,019	2,038	6,115	6,115	12,230	
7	110,000	3,670	5,390	5,390	5,390	10,780	1,078	1,078	2,156	6,468	6,468	12,936	
8	118,000	3,930	5,782	5,782	5,782	11,564	1,156	1,157	2,313	6,938	6,939	13,877	
9	126,000	4,200	6,174	6,174	6,174	12,348	1,235	1,235	2,470	7,409	7,409	14,818	
10	134,000	4,470	6,566	6,566	6,566	13,132	1,313	1,313	2,626	7,879	7,879	15,758	
11	142,000	4,730	6,958	6,958	6,958	13,916	1,391	1,392	2,783	8,349	8,350	16,699	
12	150,000	5,000	7,350	7,350	7,350	14,700	1,470	1,470	2,940	8,820	8,820	17,640	
13	160,000	5,330	7,840	7,840	7,840	15,680	1,568	1,568	3,136	9,408	9,408	18,816	
14	170,000	5,670	8,330	8,330	8,330	16,660	1,666	1,666	3,332	9,996	9,996	19,992	
15	180,000	6,000	8,820	8,820	8,820	17,640	1,764	1,764	3,528	10,584	10,584	21,168	
16	190,000	6,330	9,310	9,310	9,310	18,620	1,862	1,862	3,724	11,172	11,172	22,344	
17	200,000	6,670	9,800	9,800	9,800	19,600	1,960	1,960	3,920	11,760	11,760	23,520	
18	220,000	7,330	10,780	10,780	10,780	21,560	2,156	2,156	4,312	12,936	12,936	25,872	
19	240,000	8,000	11,760	11,760	11,760	23,520	2,352	2,352	4,704	14,112	14,112	28,224	
20	260,000	8,670	12,740	12,740	12,740	25,480	2,548	2,548	5,096	15,288	15,288	30,576	
21	280,000	9,330	13,720	13,720	13,720	27,440	2,744	2,744	5,488	16,464	16,464	32,928	
22	300,000	10,000	14,700	14,700	14,700	29,400	2,940	2,940	5,880	17,640	17,640	35,280	
23	320,000	10,670	15,680	15,680	15,680	31,360	3,136	3,136	6,272	18,816	18,816	37,632	
24	340,000	11,330	16,660	16,660	16,660	33,320	3,332	3,332	6,664	19,992	19,992	39,984	
25	360,000	12,000	17,640	17,640	17,640	35,280	3,528	3,528	7,056	21,168	21,168	42,336	
26	380,000	12,670	18,620	18,620	18,620	37,240	3,724	3,724	7,448	22,344	22,344	44,688	
27	410,000	13,670	20,090	20,090	20,090	40,180	4,018	4,018	8,036	24,108	24,108	48,216	
28	440,000	14,670	21,560	21,560	21,560	43,120	4,312	4,312	8,624	25,872	25,872	51,744	
29	470,000	15,670	23,030	23,030	23,030	46,060	4,606	4,606	9,212	27,636	27,636	55,272	
30	500,000	16,670	24,500	24,500	24,500	49,000	4,900	4,900	9,800	29,400	29,400	58,800	
31	530,000	17,670	25,970	25,970	25,970	51,940	5,194	5,194	10,388	31,164	31,164	62,328	
32	560,000	18,670	27,440	27,440	27,440	54,880	5,488	5,488	10,976	32,928	32,928	65,856	
33	590,000	19,670	28,910	28,910	28,910	57,820	5,782	5,782	11,564	34,692	34,692	69,384	
34	620,000	20,670	30,380	30,380	30,380	60,760	6,076	6,076	12,152	36,456	36,456	72,912	
35	650,000	21,670	31,850	31,850	31,850	63,700	6,370	6,370	12,740	38,220	38,220	76,440	
36	680,000	22,670	33,320	33,320	33,320	66,640	6,664	6,664	13,328	39,984	39,984	79,968	
37	710,000	23,670	34,790	34,790	34,790	69,580	6,958	6,958	13,916	41,748	41,748	83,496	
38	750,000	25,000	36,750	36,750	36,750	73,500	7,350	7,350	14,700	44,100	44,100	88,200	
39	790,000	26,330	38,710	38,710	38,710	77,420	7,742	7,742	15,484	46,452	46,452	92,904	
40	830,000	27,670	40,670	40,670	40,670	81,340	8,134	8,134	16,268	48,804	48,804	97,608	
41	880,000	29,330	43,120	43,120	43,120	86,240	8,624	8,624	17,248	51,744	51,744	103,488	
42	930,000	31,000	45,570	45,570	45,570	91,140	9,114	9,114	18,228	54,684	54,684	109,368	
43	980,000	32,670	48,020	48,020	48,020	96,040	9,604	9,604	19,208	57,624	57,624	115,248	
44	1,030,000	34,330	50,470	50,470	50,470	100,940	10,094	10,094	20,188	60,564	60,564	121,128	
45	1,090,000	36,330	53,410	53,410	53,410	106,820	10,682	10,682	21,364	64,092	64,092	128,184	
46	1,150,000	38,330	56,350	56,350	56,350	112,700	11,270	11,270	22,540	67,620	67,620	135,240	
47	1,210,000	40,330	59,290	59,290	59,290	118,580	11,858	11,858	23,716	71,148	71,148	142,296	
48	1,270,000	42,330	62,230	62,230	62,230	124,460	12,446	12,446	24,892	74,676	74,676	149,352	
49	1,330,000	44,330	65,170	65,170	65,170	130,340	13,034	13,034	26,068	78,204	78,204	156,408	
50	1,390,000	46,330	68,110	68,110	68,110	136,220	13,622	13,622	27,244	81,732	81,732	163,464	

8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日

(1) 納付方法

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望する方】

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行(郵便局)のみ**となりますので、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」のゆうちょ銀行口座記入欄(本人(被保険者)名義の口座に限る)のご記入をお願いします。

加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行(郵便局)窓口でお手続きください。

【ゆうちょ銀行からの引落しを希望しない方】

当組合よりお送りする払込取扱票(保険料納付書)は、初めにお送りするもののみとなります。**それ以外の月の払込取扱票(保険料納付書)はお送りいたしませんので、ご自身で振り込みを行っていただく必要があります。**

(2) 納付区分

【毎月払い】

原則、最初の2ヶ月間は払込取扱票(納付書)にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

【1年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末(3月分)まで」をそれぞれ払込取扱票(納付書)にて納付、翌年度(4月分)以降は自動引落となります。

【半年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の9月分(もしくは加入年度末(3月分))までをそれぞれ払込取扱票(納付書)にて納付、加入年度の10月分(もしくは加入した翌年度(4月分))以降は自動引落となります。

(3) 納付期限日

納付方法		納付期限日(引落日) ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限日の翌日に資格喪失(脱退)となりますので、ご注意ください。(6. 資格の喪失(脱退)③の場合に該当)

9. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。詳細は当組合ホームページをご確認ください。

- ① 就職により被保険者となったとき
 - ② 氏名、住所を変更したとき
 - ③ 家族（被扶養者）に異動が生じたとき
 - ④ 市区町村等の医療費助成を受けるようになったとき
 - ⑤ 第三者の行為により生じた疾病、負傷（交通事故等による）を治療するとき
- ※所定の書類を提出していただくことになりますので、必ずご連絡ください。

10. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます。（継続給付でない傷病・出産手当金を除く）

任意継続被保険者の資格取得後、給付の対象となった場合は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座へ給付金をお支払いいたします。なお、ゆうちょ銀行口座からの保険料引落しをされない場合、資格取得後における給付金（医療費に係るもの）が発生しても自動給付されません。詳細については給付担当までご連絡ください。

11. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

12. 資格喪失後の受診

当組合の資格喪失後に保険診療や健康診断を受けた場合、当組合負担額を返還していただくことになります。

ご不明な点はKDDI健康保険組合（TEL03-5212-3311）へご連絡ください

Q&A

目次

- ① 加入に関する質問
- ② 保険料に関する質問
- ③ 添付書類に関する質問
- ④ 健康保険証に関する質問
- ⑤ 加入後、脱退のお手続きに関する質問

① ▲加入に関する質問▲

Q1 任意継続被保険者制度（以下、任意継続）と特例退職被保険者制度（以下、特例退職）、いずれも加入要件を満たしています。

特例退職へ加入を希望していたのですが、任意継続へ加入するよう案内されましたが何故ですか。

特例退職の加入要件を満たしている方は、任意継続と保険料を比較し、お安い方への加入をご案内しております。

なお、両制度は、保険料や加入期間以外に違いはありません。

また、任意継続2年間満了後、改めてお手続きを行っていただきますと特例退職被保険者制度へご加入が可能です。（令和6年4月時点）

② ▲保険料に関する質問▲

Q2 任意継続加入中に、保険料が変わることはありますか。

任意継続保険料は、「保険料率×退職時の標準報酬月額」で計算した金額となります。

保険料率は、年度ごとに見直しが行われますので、保険料率の変更により保険料が変わる場合があります。

標準報酬月額（※）は、在籍中の月給に基づいて算出した金額であり、退職時に適用されていたものを計算に用いるため、基本的に2年間変わりません。

（※）標準報酬月額とは・・・毎月のお給料の支給額を一定の範囲にあてはめたものですが、前年の収入が無い場合でも、加入2年目から保険料が安くなるということはありません。

【★ご参考までに】国民健康保険は、前年の収入に応じて保険料が決定します。

そのため、任意継続へ1年加入後、再度保険料の比較を行い、国民健康保険の方が安い場合は、国民健康保険へお切り替えされる方もいらっしゃいます。

Q3 保険料の支払い方法は、口座引落のみですか。

また、口座引落はゆうちょ銀行以外の金融機関を指定することは可能ですか。

口座引落以外に、ご自身で当組合指定口座へ直接お振込みも可能です。

口座引落はゆうちょ銀行のみとなっております。

Q4 加入途中で、納付方法（振込⇔口座引落）を変更することは可能ですか。

できます。変更を希望される場合は、当組合までご連絡ください。

Q5 年度の途中で、納付区分（毎月払い・半年払い・1年払い）を変更することはできますか。

毎月払い・1年払いの方は年度途中での変更はできません。変更をご希望の場合は、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

半年払いの方につきましては、年度途中である10月以降の保険料を、毎月払いへ変更することができます。変更をご希望の場合は、毎年8月中旬ごろにお送りする下期の保険料案内に同封しております納付区分変更届にてお手続きをお願いします。

なお、半年払いから1年払いへの変更につきましては、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

Q6 初回保険料の払込取扱票（納付書）が届きました。それぞれ納付期限が記載されていますが、一度にまとめて振込みしてもよいですか。

金額に誤りがないようお振込みしていただければ、合算しても問題ございません。

Q7 任意継続加入後、再就職先での健康保険加入が決まった場合、保険料は還付されますか。

再就職先の健康保険加入月（＝任意継続の資格喪失（脱退）月）以降に保険料のお支払いがある場合につきましては、還付いたします。

就職に伴い、任意継続を脱退する場合は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」などのご提出をお願いしております。当組合へご提出の確認が取れ次第、保険料の還付が発生した場合は、別途、還付請求書を発送いたしますので、ご記入の上、当組合へご返送ください。

Q8 任意継続へ加入しましたが、加入した月中に再就職先の健康保険への加入が決まっています。この場合についても保険料は還付されますか。

法令上、保険料は日割り計算となりません。そのため、取得（＝加入）月と喪失（＝脱退）月が同月の場合、保険料は還付することができません。

③ ▲添付書類に関する質問▲

Q9 加入を申請する家族がいます。添付する「所得証明書」について、市区町村（役所）で、「所得証明書」「課税（非課税）証明書」という名称の書類はないと言われましたが、何を提出すればよいですか。

「住民税証明書」「都民税・区民税証明書」「市民税・県民税証明書」等、自治体により名称が異なります。申請時点で取得できる最新年度の証明書で、課税所得金額（給与・公的年金は収入金額と所得金額）が記載されたものを取得し、ご提出ください。

Q10 申請する家族が無職無収入であるが、所得（課税・非課税）証明書の提出は必要ですか。

収入の有無に関わらず、添付が必要となります。

Q11 所得（課税・非課税）証明書ではなく、源泉徴収票のコピーでもよいですか。他の書類で代用できないでしょうか。

源泉徴収票は認められません。給与以外の収入（営業所得・不動産所得・配当所得等）の有無が確認できないためです。

④ ▲健康保険証に関する質問▲

Q12 任意継続へ加入した場合、現在使用している健康保険証は、そのまま使用できますか。

使用できません。任意継続者用に新しく健康保険証を交付いたします。

Q13 手元に健康保険証がない期間が発生しますが、健康保険証の代わりとなるものを交付していただけませんか。

交付しておりません。医療機関を受診する場合は、被保険者証の切り換え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、被保険者証を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくこととなります。

Q14 先日、初回保険料を振込みました。健康保険証はどのくらいで届きますか。

初回保険料をお振込みいただきますと、振込日の翌営業日に当組合で入金の確認が取れます。入金確認を行った当日にご自宅へ健康保険証を簡易書留にて発送しております。

Q15 在籍中に使用していた健康保険証はどこへ返却するのですか。

事業所のご担当者様へご返却となります。当組合ではございませんのでご注意ください。

⑤ ▲加入後、脱退のお手続きに関する質問▲

Q16 加入途中で、国民健康保険へ切り替えはできますか。

できます。ご希望の方は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」（当組合ホームページより印刷可）をご提出ください。

ご提出後、当組合より資格喪失通知書・健康保険資格喪失証明書を発送いたしますので、その書類で国民健康保険の加入手続きをお住まいの市区町村で行ってください。当組合の資格喪失日以降に、健康保険証をご返却いただくことになります。

※健康保険証は、「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出された月の月末まで有効。翌月1日資格喪失となります。

Q17 加入途中で、再就職先での健康保険加入が決まった場合、どのような手続きが必要でしょうか。

「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」・就職先で交付された新しい健康保険証のコピー（本人分のみ）・当組合が交付している健康保険証原本（家族分含む）を全て揃った時点で当組合へご提出ください。